

第5回伊賀市都市マスタープラン策定委員会 議事録

- 1 開催日 令和3年5月18日（火）
- 2 開催時刻 午後 13時30分
- 3 閉会時刻 午後 15時00分
- 4 開催場所 ゆめぼりすセンター 2階 大会議室
- 5 議事
 1. あいさつ
 2. 策定スケジュールについて
 3. 議事
 - ・伊賀市都市マスタープラン（全体構想素案）について
 4. その他
- 6 出席委員 浦山委員長、滝井副委員長、南委員、奥澤委員、松永委員、中島委員、村上委員、坂本委員、大田委員、森西委員、吉田委員、松本委員、平井委員、窪田委員、谷委員、大森委員、森本委員、井久保委員
- 7 欠席委員 福地委員、西口委員
- 8 事務局 山本 建設部長、小西 建設部理事、川部 都市計画課長、葛原 都市計画課開発指導室長、吉福 都市計画課総務管理係長、中林 都市計画課総務管理係主任、中森 都市計画課開発指導室主査
- 9 傍聴者 0名

午後 13時30分開会

議事開始

1. あいさつ

（副市長）本日はお忙しい中、第5回伊賀市都市マスタープラン策定委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

この、都市マスタープランの検討におきましては、前回の策定委員会までに、都市づくりの戦略方針までをご議論いただきました。その後、市のほうで都市整備の方針の案を策定致しております。

本日は、事前に配布させていただいた伊賀市都市マスタープランの全体構想素案を説明させていただき、今回お示しする都市整備の方針について、ご確認、ご意見を賜りまして、それらを取りまとめて、今後、パブリックコメントの実施に向けていきたいと考えております。

最後になりますが、本日の会議は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置の適用を受けている状況から、大変申し訳ございませんが、会議時間は、可能な限り短くしていただければと考えておりますので、皆様方には、ご協力、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

2. 策定スケジュールについて

(事務局) 伊賀市都市マスタープラン策定スケジュール(案)について説明(略)

3. 議事「伊賀市都市マスタープラン(全体構想素案)について」

(事務局) これまでの検討経過(伊賀市都市マスタープラン(全体構想素案)「3-3 都市づくりの戦略方針」まで)の概要について説明(略)

(委員長) 第2章で課題を洗い出して、その課題を解決するために都市づくりの目標を7つ設定し、それを具体化するための都市づくりの戦略方針までを中心に議論してきました。これまでに4回の委員会で議論していただきましたし、事前に配布した資料に目を通していただいたと思いますので、これまでの議論の内容とは違うなどのご指摘がありましたら、発言をお願い致します。

(委員) 前回は議論になったと思うが、今の説明の中で最後に福祉の話が少し出たが、資料を見てどこにも福祉という文字がない。伊賀らしい都市構造や歴史・文化の維持、人口減少の中での暮らしやすさ、魅力的な居住環境、広域連携等々で、非常に住みよいまちづくりというのが大きな目標だと思うが、いつまでもここに住み続けたい、高齢者を大切にする地域づくりのことを入れていく必要がある。全体構造素案の79ページには、地域包括拠点の関係で福祉センターのことが少し書かれているが、全体構想素案のどこかに福祉というものをに入れていったらいいのではと思っている。

(委員長) 「3-3 都市づくりの戦略方針」の79ページから84ページに、福祉あるいは住民自治協議会との関係が書いてあると思います。45ページの中でキーワードとして福祉という言葉が、やや弱いのではないかというご指摘かもしれません。事務局としてこの質問にどのように対応したらよろしいでしょうか。

福祉や住民自治協議会との十分な関係性の中で、都市づくりを進めていくということは書いてありますが、表現が少し弱いのではないかというご指摘だと思います。

(事務局) ご指摘の部分は、都市整備の方針で説明させていただきますが、特に市街地以外の部分については、人口減少の歯止めをかけていくということになると、福祉と連携していかなければならないのは当然のことと思います。

これまでに議論した項目の中で、59ページと60ページに知的対流拠点という表現がございます。そこについては、前回の策定委員会で「攻め」と「守り」の話しをさせていただいたと思いますが、60ページの知的対流拠点の8行目に、「具体的展開は今後の課題ですが、農業、林業、伝統産業等の高度化のための拠点づくりを伊賀市地域福祉計画の目指す地域共生社会の実現に向けたまちづくりと連携して目指します。」と書いてあるとおり、福祉と連携したようなまちづくりをしていく必要があるという表現を、ここでは書かせていただいています。もう少し福祉を前面に出してもよいのではないかというご指摘と思います。

が、60 ページには福祉の計画と連携する方針を書かせていただいているところ
です。

(委員長) 書きぶりとして弱いとか不十分というところがあるかと思いますが、これま
でに議論した内容はそれなりに反映されている気がします。

(事務局) 例えば、働く場での福祉との連携というのは必ず必要になってくるところを踏
まえて、45 ページの知的対流拠点のところに、福祉との連携という記述を
入れることができるのではないかと思います。

(委 員) 伊賀市内にはいくつもの団体があると思うが、団体との意見調整もあったほう
がいいのではないかと思います。

この地域でもう少し豊かに暮らせる地域づくりを進めていくためには、実際、
地域の中で福祉を中心に法人や組織などが活用されているので、そういう部分
を都市マスタープランの中に入れていただけたら、よい良いものができるので
はないかと思う。

(委員長) 今、私達が議論しているのは都市マスタープランで、福祉の計画そのものでは
ないので、福祉の計画を踏まえて都市づくりをどのように進めていくのかという
位置づけになっていると思います。そういう視点で事務局から説明があったと思
います。

(委 員) この委員会が始まる前に、シンクタンクの方がお越しになってヒアリングをさ
れた。コロナ渦にあっては、どこで生活しても仕事ができるという状況になっ
ている中では、子育ても安心してできる、介護が必要になった状態になっても大丈
夫、そういう都市こそが選ばれていくのではないかという話をさせていただいた。

地域福祉計画との関係を少し触れていただいているが、全体的に福祉との関係
がわかりにくいと思う。全体のところ(45 ページ)に書いていただくことはい
い案だと思う。

(委員長) 2 カ月後にパブリックコメントをしなければいけない。その前に都市計画審議
会や議会への説明があるので、時間的余裕はありませんが、今議論がありました
福祉的な視点を踏まえた都市づくりについて、例えば 45 ページにもう少し明確
な記述・キーワードが入れられないかというご指摘でした。

46 ページの 4 段落目に、地域福祉計画が掲げる伊賀市流地域共生社会のしく
みと連携して都市づくりを進めると書いてあります。「伊賀市流地域共生社会のし
くみ」とは何なのかという感じはしますが、そのような、穏やかに、幸せに暮ら
せる仕組み、サポートする仕組みがあって、都市づくりが進められるという内容
だと思います。少しキャッチーな言葉で書いてあるが中身が少しわかりにくいと
いうことなのかもしれません。

内容は、今までの議論を踏まえていますので、45 ページのフロー図や 46 ペ
ージの伊賀市流地域共生社会のしくみと連携した都市づくりというのが、もう少し
わかるように書いていただけるといいのではないかというご指摘だったと思いま
す。

(事務局) 追加できるところについては、コメントの追加等をさせていただきたいと思います。都市マスタープランの位置づけとしましては、伊賀市総合計画が上位計画にあたります。それを補うために、都市マスタープランを含めたいくつかの計画がぶら下がっているところです。そのぶら下がりの中で、当然、共有しなければいけない部分がございます。関連計画の中で第4次伊賀市地域福祉計画も位置づけています。福祉の計画も重要ですが、例えば地域防災計画の防災についても整合が必要であるという位置づけでございます。いろいろな計画に基づいて総合計画が成り立っているという認識をしていただけたらと思います。その内のひとつとして都市マスタープランがあるというような位置づけを前提に議論していただければと思います。

(委員長) 福祉の計画を踏まえた都市マスタープランの内容になると思いますので、今、議論のあった、伊賀市流地域共生社会のしくみと連携した都市づくりについて、もう少し中身が具体的にわかるようにしていただければと思います。

他のご意見はいかがでしょうか。「3-3 都市づくりの戦略方針」までは、これでご了解いただいたということで、今日の本題に入ってよろしいでしょうか。

前回の委員会で、図面の県外の表現が弱く、広域的な役割を伊賀市が果たすというのが見えにくいという指摘がありました。部分的に南山城村や山添村の行政界が入っていますが、この程度でよろしいでしょうか。

(委員) ホームページの表現にしていればよい。要望した内容にしていればいいと思うのでこの表現でよい。

(委員長) 「3-3 都市づくりの戦略方針」までの議論は、以上にさせていただきます。

続いて、「3-4 都市整備の方針」の説明をお願い致します。

(事務局) 伊賀市都市マスタープラン（全体構想素案）「3-4 都市整備の方針」について説明（略）

(委員長) 「3-3 都市づくりの戦略方針」までの内容で、都市像を実現するための目標、とりわけ、戦略拠点をどうするのかという話を書いてありましたが、それをもっと直接的に都市計画として具体化するための内容が、「3-4 都市整備の方針」に書いてあります。

都市計画は、都市計画法に基づいて行うことになります。都市計画区域外については、都市計画では手が出せないということになりますが、伊賀市都市マスタープランは、全市的に対応するために、いろいろな方針が書いてございます。

道路の整備方針に広域連携軸と書かれていますが、国道や県道を位置づけているので伊賀市では手が出ない。これについては整備を要望していくということが書いてあって、伊賀市が取り組むべき方針は少し書いてあるという構成になっています。

全市的にどのようなインフラストラクチャが整備されていくのか、その中で都

市計画が何をするのかということが書いてあります。

都市マスタープランは、住民にとっては、土地利用や暮らしの手掛かりになるというものです。行政にとっては、都市マスタープランに書いてあることは行ってもよいが、書いていないことはできないという性格のものです。都市マスタープランは行政計画を拘束する。しがたって、都市計画として道路を整備することが都市マスタープランに書いてあったら、この10年間で議会の承認を得て整備することになります。都市マスタープランに書いてなかったら許されない。そういう性格を持った計画です。

従いまして、皆様のそれぞれの関心、あるいは、それぞれの立場での視点で見ると、今後10年間にやるべきことが書いてあるのかということをご確認いただければと思います。

(委員) 102ページに公共交通機関の方針があるが、鉄道、バス、タクシーは壊滅的な状況のような気がする。これくらいの内容しか書けないと思う。今はコロナ渦でタクシーは出ていないが、タクシーは全く頼りにならない。20時になると動いていない。今は代行運転にお世話になっている。今は車で出ないと飲食に行けない状況である。その辺を含めて都市マスタープランを作っていければと思う。

(委員長) 私も同様の感想を持っています。コロナ渦で人が動くなということなので、公共交通は壊滅的な状況という新聞報道もあります。102ページの公共交通機関の計画のベースは、地域公共交通計画だと思いますが、それは、コロナ前の状況がベースになって書かれていると思います。アフターコロナというのは、過去が取り戻せるということではなく、あまり人が動かない新しいライフスタイルが定着するかもしれないという議論があります。そうすると、民営の公共交通は、おそらく相当間引かれて、公共交通に期待できないということになるかもしれません。

(事務局) 地域公共交通計画につきましては、昨年度、交通政策課で策定させていただきました。鉄道、バス、タクシーを含めて、事業者様におきましては、交通政策課のほうからヒアリングを実施させていただき、コロナ渦でどのようなアイデアが浮かんでいくのかということを含めて、計画を書かせていただきました。ただし、今ご意見をいただいたように、鉄道、バス、タクシーは脆弱な部分もございますので、その中で、鉄道は大量輸送が可能、バスはある程度の時刻の調整が付けられる、タクシーは個人の自由によって人を運ぶことができるといった、各々の交通の強みを総動員して伊賀市の公共交通の体系を維持していきたいという構成の計画になっています。こちらは、市のほうでも都市マスタープランの議論の過程を踏まえながら、最終的な計画を策定させていただいたと思っています。交通と都市政策は、切っても切れないような関係と思っていますので、今後も連携をしながら交通の確保に努めていっていただきたいと思います。

(委員長) コロナ後をにらんでどうするかという課題を指摘しておいたほうがいいという気がします。

それともう1点。公共交通の役割が縮小するかもしれないが、逆に言うと地域

の役割が大きくなるかもしれない。その辺の展望を課題として書くということはあるかもしれない。

(委員) 土地利用の方針で用途地域見直しの方針の項目がある。伊賀市は行政が作ってはいけないところに建物を建てたりしている。今の市庁舎も市街化調整区域ではないのか。行政から先にルールを壊しておいて、用途地域を見直すというのはおかしい。市は用途地域を決めたのであれば、それに合った行政の指導を行っていくということをしかりとしておいてほしい。

(委員長) 今は市街化調整区域という仕組みは無くなりました。線引きを廃止して全市的に土地利用条例によって土地利用の規制・誘導を行っています。その時にここで何をしたいのか、いけないのかということのためのベースが都市マスタープランです。上野南部広域的拠点、昔は市街化調整区域でしたが、そこ市庁舎を持ってきて、インターの近くにあるので広域的な行政拠点に位置付けて、土地を使っていきたいという内容になっています。

(委員) 用途地域を見直していくことは結構だが、決まっている時点でそれを変えてもらっては困る。

(委員長) 計画を作ったら、しっかりと執行しなさいというご指摘です。

(事務局) 用途地域は法に基づく制度、土地利用条例は市の条例に基づく制度です。用途地域を指定しているのは旧上野地域だけです。昭和 30 年代に当初の用途地域が指定され、その後見直しが行われて現在に至っている。

今回の用途地域の見直し方針ですが、例えば、市庁舎の近くでしたら四十九駅やイオンタウン周辺地域につきましては、工業系の用途地域が指定されています。用途地域指定当時は工場が建っていましたが、工場が閉鎖されて住宅が建っているという状況が結構見受けられます。このように既存の建築物と用途地域に齟齬がある状態の地域が存在しています。今の立地状況を勘案しながら用途地域を見直していくことも必要ではないかと考えています。

都市計画道路が市街地の中に計画されています。未整備の道路が多くありますが、今後、人口減少が進んで自動車保有台数が減少していく中で、未整備部分を整備していく必要があるのかという議論もしていかなければいけない。用途地域と合わせながら、都市計画道路や景観計画の見直しを併行して行っていく。もし都市計画道路が無くなれば、計画道路沿いはどのような用途地域が好ましいかを、地域と連携して検討していかなければならない。このように様々な課題が残っているので、今回都市マスタープランに組み込んで、地域の中に入って議論していきたいと考えているところです。

(副委員長) 相生町で地上 30m のマンション計画があった。相生町は商業地域である。容積率が 400%、建蔽率が 80% だったと思う。そのまま建てれば 5 階建ての建物になるが、これは建築基準法では許される。斜線規制はクリアできる。日影規制は商業地域にはない。この地区はほとんどが 2 階建ての居住地になっているところに 30m のマンションを建てることができちゃう。結局、訴訟になり、現在、

半分の高さで6階建てのマンションが建っている。

昭和30年代は、ここを高層化しましょう、商業地に発展させましょうという計画であったが、現状はそうになっていない。当然、全体的な用途地域の見直しは必要である。

都市計画道路は、墓地の中に計画されている路線もある。このような道路はできるはずがない。地元要望もあると思うが、市街地はしっかりとした用途地域の見直し、都市計画道路の見直しを行っていくべきと、常々思っている。

中心市街地の景観や歴史まちづくりに関わっているが、景観計画等にマッチした都市計画を作っていくべきと思っている。

(委員長) 93 ページに用途地域の見直し方針が書いてあり、具体的には、例えば、94 ページの上野南部広域的拠点で用途地域を見直すことが書いてあります。用途地域見直し方針が、拠点などのところに、少し具体的に書いてあります。このような構成になっているので、ここで作った計画をしっかりと守って建築行為もして下さいという意見でした。

都市マスタープランに基づいて、用途地域が見直されたら、土地利用条例も部分的に修正されるというような関係になると思います。

(委員) 本日の策定委員会に向けて、自治協の中で勉強会を行った。拠点では何をするのかわからないという話や、都市マスタープランが決まったら逸脱することはできないし今後も様々な意見も言いたい、いろいろなことを教えてほしいという話があった。都市マスタープランの図をみれば、島ヶ原も消滅していく感じであるが、我々は何とか頑張っていきたい。地域を振興していったって頑張っていこうというものを作ろうとしているが、その構想が都市マスタープランから外れるような内容であった場合どうなるのかという話があった。我々の意見をどこかに反映する形でお願いしたい。

(事務局) 支所周辺を地域包括拠点及び地域拠点という表現にさせていただいています。都市マスタープランとしては、地域の核となる部分に変わりはありません。立地適正化計画の中で、拠点の部分につきましては、居住誘導区域あるいは都市機能誘導区域を指定しています。新たに住むのであれば、ここに優先して住んで下さいというところが居住誘導区域です。伊賀市の自主条例では、そこは拠点という位置づけがなされていますので、拠点をどのように活性化させていくのかということを、地域と行政が連携して拠点土地利用計画を作成することができるようになっていきます。このような部分を十分活用して、今後、地域と行政が連携して、また、地域の民間企業、NPOなどが連携して、地域の新たな計画を作っていくことは十分に可能だと考えています。地域として必要があれば、我々に頼っていただければ、ある程度のアドバイスはさせていただけるのではないかと考えています。

(委員長) 53 ページに都市全体の地域拠点の位置づけが示されています。その中をどうするかという話は、95 ページに書かれています。攻めの拠点づくりは、地域の

人が地域の資源あるいは人材を活用して、新しい魅力づくりができるような拠点にしていきたいと思いますという位置づけになっています。守りの拠点づくりは、従来からある生活施設を維持して、郡部の人は旧上野に頼るだけではなく地域拠点を使って生活を維持できるようにしましょうという位置づけがしてあります。

今のご質問は、島ヶ原の絵柄がないではないかということだと思うのですが、今皆様に見ていただいているものは全体構想です。都市全体をどうしていくのかという計画です。一般的に都市マスタープランは、全体構想と地域別構想の二段構えになっています。伊賀市の場合は全体構想のみですが、地域別構想については、伊賀市自治基本条例の基づく地域まちづくり計画が策定されており、それを具体化するために土地利用条例でルールを定めることによって、地域別構想に代えますと書いてあります。従いまして、地域の絵柄は、地域まちづくり計画ということになります。あまり個々で書いてしまうと、これから行政と地域住民が議論する中で柔軟な対応がしにくいので、このような預け方がしてあると思います。

言い換えますと、地域拠点は見捨てるという存在ではなく、今までの支所を中心にしたハードを守っていくという中身ではないですが、そこでの住民の活動を支援するような拠点にしていこうという位置づけは変わらないということになります。絵柄については、別途、地域まちづくり計画という内容がありまして、それを実現していくという二段構えになっています。

(委員) 都市マスタープランで、広くいろいろなことができようしておいたほうがいいと思う。この都市マスタープランを見た時に、住んでみたい、住み続けたいという部分では、内容が多岐にわたっているのでよくわからないところがある。もう少し具体化するか、もしくは、柱になる政策、重点的な取り組みというものがあればわかりやすい。

お城も他のまちはもっと綺麗である。そこを重点的に整備して誇りに持てる城にしたい。例えば、伊賀鉄道を、いっその事埋めてバス専用路線にしてもよいとか、夜はタクシーがないので夜間バスを運行して重点地域に送るとか、こういった具体的なものを入られるかどうかは別にして、やはり都市マスタープランを見てこのまま住み続けたいと思ってもらうためには、もう少しわかりやすくしたほうがいいのではと思う。

(委員長) 重要なお指摘ですね。行政が行うべき内容が羅列してあるけど、市民が見て、これなら伊賀市に住み続けようということが伝わらないのではないかというご指摘のようです。

計画書はこれになります。地域や住民用には、もう少しわかりやすいようなものを作るという手立てもあると思います。都市マスタープランは議会に報告して認めていただかないといけないので、フワッとした内容のものではないといけないということもあると思います。

市民に、もう少し伊賀市の魅力が伝わるような計画にしてくれないと困るというご指摘のようです。

- (委員) 都市マスタープランの内容はわかりにくいので、もう少し市民にわかりやすい概要版のようなものをつくることを、別途検討したいと思う。都市マスタープランというのは、都市計画に関する基本的な方針であり、それ以外の行政計画は多くある。都市マスタープランの上位計画が伊賀市総合計画で、4年間の計画の中で具体的にどのような事業を行うかを書かせていただいている。総合計画は策定中で、現在はほとんどできあがっている。6月に議会にかけて市民の皆様にお示しすることになっているので、この計画をご覧いただいた上で、ご指摘を賜ればと思う。
- (委員) 都市マスタープランで広くできることはいいが、いろいろできるが10年後に何もできないとなると、都市マスタープランを作っていく中では寂しいと思うので、その辺りは考慮してほしい。
- (委員長) 重点プランとか戦略プランというものが、わかるようにしてほしいというということですね。
- (委員) 柱があれば、市民としてはわかりやすい。地域の方向性を出してもらえたほうがよい。予算をどこに集中するかということによって、実現できるかできないかということにもなると思うので、重点的に行うものに集中したほうがいいと思う。
- (委員長) 30年、40年前に横浜のまちづくりで有名になりましたが、みなとみらい付近で山下公園を目掛けて街中から歩けるように歩行者ネットワークを作るとか、港の工場を本牧のほうに移して、そこに、市民に提供できる空間を作るというプロジェクト主義の計画を作って成功したと言われました。その後、徐々に総合的な都市づくり計画のほうに移ってきました。都市計画事業の羅列だったので、どんな都市を作るのかという目標を設定して、その目標を作るために、1992年に都市マスタープランの制度ができました。したがって、都市マスタープランは、市民に目標像をお示しして、それを実現するために行政はこれをやるという仕組みの計画になっています。本来は、市民からよくわからないと言われてはいけない。
- いくつかの戦略エリアを設定して、旧上野の城下町については、暮らしと文化的景観が紡ぐ交流のまちづくりを目指す、市役所周辺の南部地区については、広域的な行政拠点にする、地域拠点については、支所中心のハードを守るのではなく、地域主導の攻めと守りの拠点づくりをする、このような内容がもっとわかりやすくなるような気がします。この対応は、都市計画審議会や議会説明までには、間に合わないのかもしれませんが、最終的には市民にわかりやすいもの編集する時には、このような努力をしていただければいいと思います。
- (委員) 95ページの攻めの拠点づくりで、「福祉・観光・教育・就業支援などの多様な地域のコミュニティビジネスを核とした地域運営のプラットフォームとしての地域支援中間組織づくりを進めます。」と書いてあり、その下に「この組織の活動に必要なインフラ整備を連動させることで、攻めの拠点にふさわしい地域包括拠点及び地域拠点の整備・改善を検討します。」と書いてある。これを読んだ時に、

これまでの住民自治協の流れを発展させて、地域支援中間組織づくりが伊賀市の将来都市像の肝になると感じた。地域支援中間組織づくりのことや、必要なインフラ整備について、市のほうでイメージ・計画されていることがあれば、話せる範囲でお聞かせ願いたい。

(事務局) 81 ページの攻め(価値創造)の拠点の概念図に、地域支援中間組織の位置づけを示しています。地域だけで考えても限界がございますので、コンサル的な人が入ったり、産業を起こすための専門分野の方がここに入ったりするという部分で、起業支援の中間組織として位置付けています。

現在、西柘植地域では企業をタイアップして地域づくりをやろうとしてくれていますが、支援先の民間企業も地域支援中間組織に入ってくると思います。地域それぞれの特色や想いがあると思いますが、このようなことを細かく書くのではなく、概念図に基づいて進めていく。地域が困ったら行政に相談していただく、こういう形にしていこうという考え方でございます。

(委員) 住民自治協ではなく、もう少しまとまった地域支援中間組織ができるようなイメージになるのか。

(事務局) まだ、地域支援中間組織のイメージまでは確立していません。地域で産業を起こしていただくために必要な部分として、このような概念図(方針)を設けることで、起業を進めていけるような受け皿を書いているということで認識いただきたいと思います。

(副委員長) 116 ページの図の下の方「しかし、城下町では・・・駐車場に変わっています。」に違和感がある。道路沿いの地下に合併浄化槽、その上に駐車場、これは実態的にそうなっていて、街並みが崩れていっていることは、そのとおりであるが、中心市街地は公共下水道をやめて合併浄化槽で整備していくということに変わっており、このように書くと突っ込まれると思うので、削除したほうがいいと思う。市は合併浄化槽を整備していく、その上は駐車場にする、街並みは崩れるという話になってしまうのではないかと思います。

(事務局) 中心市街地の街区については、景観計画では、裏側に広い敷地が確保できるのであれば、そういうところに浄化槽を入れ駐車場を設けて、道沿いは伝統的な造りを継承していくという考え方であるが、実際はそうようになってきていないので、このようなことに力を入れていきたい内容を言葉だけで表現している。本来は、街区のイメージをここに付けたいのですが、イメージ図を付けると、本当に実現できるのかということにもなります。

(副委員長) 街区計画のイメージを私も 20 年前に書いているが、それはできない。現実的には無理である。街並みを整備するとしたら、どこかに浄化槽を作らなければいけない。隣の空地に入れるか宅内に入れるか。宅内に入れるとしたら、その上は駐車場になる。そうなるとその上に上屋を建てる。我が家はそうしているが、新しく建てる家はそのようなことは考えてくれないので、街並みは崩れていく。116 ページの図の下の方の文章は、公共下水道を整備するのであれば辻褄が合ってく

る。ところが、公共下水道をやめて合併浄化槽でいくことになったので、この文章に違和感があるため、書き方を変えていただくか、何か検討していただければと思う。

(委員長) 公共下水道から合併浄化槽へという方針と矛盾するような表現になっているので、そこを改めたらどうかというご指摘です。

(事務局) 合併浄化槽が悪者になっているということですね。そういうことではないので、書き方については検討します。

(委員) 2年前に、伊賀市の方針が公共下水道から合併浄化槽に変更したと聞いている。街並みを活かすために、専門家から和風調で周辺の風景にマッチした門を付けてもらうことを義務化したらどうかという話を聞いた。それもひとつの方法と思った。

(委員長) 景観保全のための具体的な手法については、景観計画などがありますので、ここについては、大きく景観を維持するという流れの中で、合併浄化槽が悪者になっているので、悪者のような印象のある表現を見直すということにさせていただきます。

(委員) 私も街中に住んでいて、駐車場を家の前に作りたくなくて、あえて作らず、駐車場をお借りしている。街区計画のイメージを見せてもらったときに、完全にこれを作ることは難しいが、今空いている駐車場が多くあるので、そういうところを共同で使えるということができたら、全員が駐車場を作らないのではないかと思う。条例があるにも関わらず、駐車場を作れてしまっている状態である。家を建てる時に、なるべく前に出して下さいと言われた。規制までしたら住む人が少なくなるから難しいと思うが、前に出して家を建てる人を応援するような支援、駐車場を使わせてもらえるなどの支援があればと思う。

(委員長) 解決策はいろいろあると思います。それぞれの個人の敷地で浄化槽を入れる時に、敷地が狭くて何ともならない時には、共同で作って対応する方法もある。一人では自分の敷地の中で解決しなければいけないが、周りの人と一緒に対応できる仕組み・プラットホームを作って、関係者が知恵を出すという取り組みをすれば、何とかなる場合もあると思います。

プラットホームを作って地域で頑張るやり方を模索するためのモデルになるような取り組みが、街中でできるといいと思います。

そろそろこれで終わりにしようと思いますが、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました、後は事務局をお願いします。

4. その他

(事務局) 委員の皆様、活発なご議論を長時間ありがとうございました。

これをもちまして、第5回伊賀市都市マスタープラン策定委員会を閉会致させていただきます。今後につきましては、6月に都市計画審議会を開催させていただいた後に議会に説明させていただき、8月を目途にパブリックコメントを実施させていただきたいと思います。委員の皆様におきましても、意見等がございましたら、パブリックコメントの際にご意見を提出していただくことも可能かと思いますので、忌憚のないご意見を頂戴致しまして、それらを反映した計画につきまして、9月ないし10月に最後の都市マスタープラン策定委員会を開催させていただき、伊賀市の最終案としてとりまとめをさせていただきたいと思います。一度またご参集いただきますが、何卒宜しくお願いしたいと思います。

また、本日の議事等で、後々ご意見がございましたら、事務局のほうにお伝え願いたいと思います。

これをもちまして、本日の議事、全て終了しましたので、第5回伊賀市都市マスタープラン策定委員会を閉会させていただきます。

本日はご出席ありがとうございました。

午後 15時00分閉会

以上